

文書館  
の  
逸品展

北

西

東

和田島の庄屋

森家文書

■開催期間  
平成26年

1月28日(火)～4月27日(日)

■開館時間 午前9時30分～午後5時

■場所 徳島県立文書館2階 展示室

■休館日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合その翌日)、毎月第3木曜日

■展示解説 2月16日(日)、3月23日(日) 文書館展示担当者による解説

入場無料



文化の森総合公園 徳島県立文書館

Tokushima Prefectural Archives

770-8070 徳島市八万町向寺山

Tel.088-668-3700 FAX.088-668-7199

<http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/>

## ごあいさつ

今回の文書館の逸品展では和田島村（江戸時代当初は那東郡、後に那賀郡のうち。現在の小松島市和田島町）の庄屋を務めた森家に伝わる江戸時代の古文書、絵図などの資料を紹介します。

森家のある和田島町は、那賀川から流出した土砂や海岸部の浸食された土砂が、沿岸流により北に運ばれ形成された砂嘴地形に位置しています。この砂嘴地形は、小松島港の防波堤として機能するとともに、小松島港周辺の船の往来監視に適した地理的条件を備えているため、江戸時代、和田島村には番所が置かれ、鱧漁などの漁業にも大きくかかわっていました。

森家は、その成立を記録した資料によると、蜂須賀家入国以前から当地に居住し、不毛の地を開拓して集落を支配する有力者となったようです。蜂須賀家入国後は政所役（後に庄屋）として蜂須賀家の支配に組み込まれ、以来、江戸時代を通して和田島村の行政上の責任者として業務を担ってきました。

森家文書は総点数で四千五百点を超える史料群ですが、今回はその中から漁業に関する史料、中国の難破船や幕府の年貢米運搬船への対応に関する史料、宝永・寛政・安政に起きた地震に関する史料、幕府巡見使に関する史料、棟付帳に関する史料、村絵図などを展示し解説します。

小松島港は今も海上交通の拠点としてさまざまな役割を担っていますが、そこには、これまでの歴史的・社会的状況の中で生きてきた人々の知恵や工夫が集積されてきたという背景があります。今回の展示が地域の歴史を伝えるとともに、人間の生き方や社会のあり方を考え、また歴史資料を保存していくことの大切さを考えるきっかけになることを願っています。

なお、今回の展示開催にあたり、森英雄氏をはじめ徳島の古文書を読む会一班的の皆様など多くの関係者の方々に格別のご指導、ご協力をいただきました。末尾ながら厚くお礼を申し上げます。

平成26年1月28日

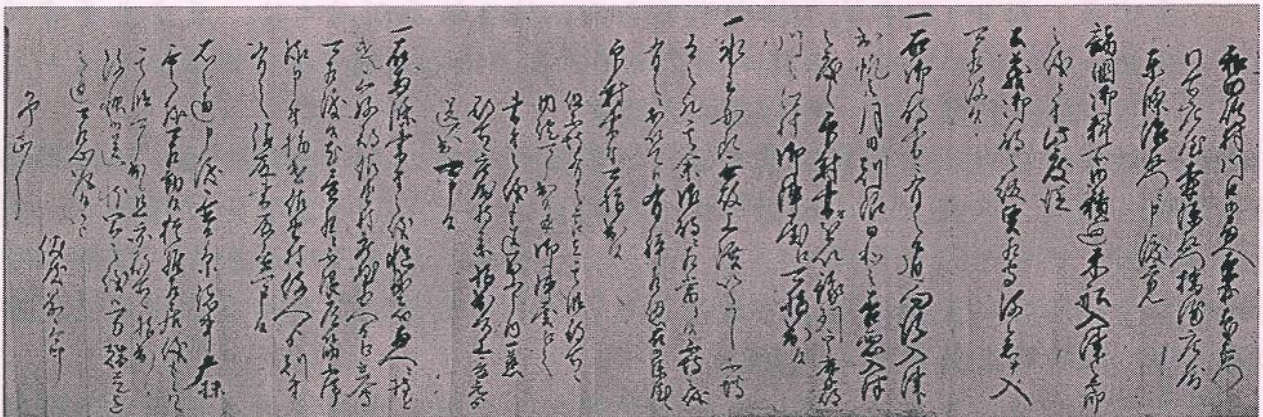
徳島県立文書館長 結城孝典

## 和田島にやってきた御城米船

御城米とは、「天領」からの年貢米で、この年貢米を運ぶ船が御城米船である。御城米船は船体・道具の良否、船頭・水主ら乗組員の経験等を吟味し適否を決め、厳しい規定を設けて運行された。中でも積荷規制の吃水マークである「船足極印」は航海安全上、最も重要視されたといわれている。また船頭・水主等の服務規程も厳格で、不正行為は厳しく罰せられた。

天明3年(1783)正月に南方郡奉行の伏屋岡三郎から和田島村の庄屋・御番人並びに橋浦の庄屋に出された「覚」には、「此度従 公儀御触之趣堅相守弥念ヲ入可相改候」とあり、御城米船入津の際には「印封書付」を予州川之江村御陣屋へ指出すこと、不埒なる船頭・水主は、郡役所の許可を得て御陣屋へ報告すること、「印封書付」は三好郡佐野村庄屋・五人組へ渡し、受取書(刻付)を受取ることなど御城米船への対応が事細かく記されている。

また、御城米船が入津した浦では幕府・藩の指示に沿って細心の注意を払い取扱いが行われている。例えば、天明6年(1786)4月9日に入津した「備中国御城



----- 郡奉行から庄屋森源左衛門らに渡された取扱いに関する「覚」 -----

米船」では「送状」に「落字」が見つかったためその事を細かく尋ねられている。また文久2年(1862)6月2日の「松平越前守様御預所 越前国御城米船」入津時には、その提出書類のなかに「差札」が無かったため、川之江御陣屋から「不都合差支ニ付差戻ニ相成」と送り返されている。この指戻しに藩はすぐさま対処し、和田島村浦庄屋の森谷蔵らを川之江へ出向かせ、「御届書壹條相済候様」と事件の処理を命じている。

この事件は川之江の庄屋らの尽力により無事に解決するが、このように一度不都合なことが起こると遠く川之江の陣屋まで出向き事の処理に当たらねばならなかった。そのため庄屋をはじめ担当者は取扱いには細心の注意を払ったと思われる。森家文書にはこれら御城米関係の史料がたくさん残されており、当時の村役人の役儀の一端を窺い知ることができる。

## 「那賀郡和田嶋村棟附就御改人別控田畠帳」存在の意味

森家文書に、「那賀郡和田嶋村棟附就御改人別控田畠帳」が3冊ある。表紙に文化6年(1809)11月とあり、文化期の棟付改に伴い作成された帳であることがわかる。このような帳は、文化期までの棟付改では作成されていない。

文化期の棟付改は、寛政11年(1799)の海部郡内での試行から始まる。試行の重点は、帳記載と現実との乖離をなくすことにあった。その原因は、棟付改は郡奉行、検地は代官と調査主体を異にし、双方の情報交換が円滑になされなかったことによる。そのため試行は、郡奉行と代官の職務を合わせ持つ「郡代」を設け、調査主体の一元化を図った。寛政11年1月13日、郡代として最初に、海部郡内に太田忠介・佐和滝三郎が任命されたのはそのためである。

このように、文化期の棟付改は従来の調査に加えて控田畠の調査も行うことになる。藩の意図が、文化元年(1804)8月13日の「棟付御改調方存寄申出書」(「御郡代被 仰付候以来棟附」『徳島藩職制取調書抜 下』条項937)にある。

一前々棟付之節、控地之義は高敷造御改帳其人々之肩書ニ相記有之、反畝名負字等ハ相分り不申候、依之此度之義は控地帳面別冊ニ仕、反高名負字共地株一枚一枚に相記、人別ニ反高之合セ仕、右合セ高と棟付御帳面其人々之肩書ニ相記置候様被 仰付度奉存候事

藩は、従来の棟付帳の石高記載のような控高の合計のみの表記では、控地の場所・面積・控人と名負人との関係等がつかめないとし、一筆ごとに確認し、結果を「別冊」にするよう求めている。さらに、確定した控高の合計を、従来の棟付帳のように肩書に記載するよう指示しているが、今日私たちが目にする文化期の棟付帳にはその記載がみられない。

文化10年(1813)4月8日、藩は文化期の棟付改に伴い作成すべき帳を12種類あげている。その末尾に次のような記載がある。

一田畠調へ御帳

右は当時指延、寄々取調置候様可仕候事

(「御郡代被 仰付候以来棟附」『徳島藩職制取調書抜 下』条項956)

この「田畠調へ御帳」こそ「別冊」であり、森家文書の「那賀郡和田嶋村棟附就御改人別控田畠帳」は、これにあたるのではないか。帳の表紙にある「文化六巳年十一月」が当時の建前の作成日だとしても、この藩の文書からすると、その4年後の文化10年にいたってもなお、大半の村では作成困難な状況が続いていたとみることができる。今日、文化期の棟付帳が現存する村すべてに、この種の帳が残されているわけではない。

村役人の並々ならぬ苦勞の成果がここにある。これは、「名負人と控人をつなぐ名寄帳」であり、石高制の基本をとらえる一級史料である。

## 阿波にやってきた寛政元年(1789)の諸国巡見使

諸国巡見使とは、将軍の代替わりの際に、幕府が諸藩の政情や民情などを監察するために派遣したものである。

寛政元年(1789)5月16日、使番池田雅次郎・小姓組諏訪七左衛門・書院番細井隼人の3名が九州から四国の伊予・土佐・阿波へと総勢95名が行列を連ねてやってきた。阿波での滞在は5月26日までであり、5月19日に桑野村で宿泊し翌20日に立江村で休憩した。この時の史料が森家に22点遺されている。これらの史料をみると、この一行を出迎え、接待し、送り出すまで、藩も村側もたいへん気を遣い、村側の人的・経済的負担は相当なものであったことが分かる。

例えば、藩は事前に想定問答集を3冊作成し、さらに伊予と土佐での対応についても情報収集し、それぞれ冊子にまとめ、手持ち資料とさせた。和田島村では、巡見使通行のための道作りに延べ461.5人役、一人約8日余の動員がなされた。また、諸経費として銀332匁余(金にして約5両3分余)が村人に割り当てられた。桑野村では、梅谷寺・万福寺・清右衛門宅に宿泊し、家の新築や畳替えも行われた。接待には村役人等が動員され、巡見使一人にそれぞれ亭主・脇亭主・御用聞・家具裁判・御茶方・御荷物裁判・御湯殿裁判・御給仕人・御料理人・髪結・御門番・雑用係・記録係等の役職が割り当てられ、たいへんな負担であった。

## 江南船護送船団の警固

文化5年(1808)11月27日、土州安芸郡奈良志津(現・高知県室戸市)に一艘の異国船が漂着。土佐藩は直に幕府へ報告し取調にあたり、この船が中国江蘇省に属する江南沙船(上海を中心とした中国国内貿易船)で、11月6日に長江河口から山東省へ向かう途中で逆風に流され土佐に漂着したと判明。幕府の方針に従って、長崎へ廻送することとなり、翌6年(1809)3月まで隣の室津港に滞留した後、同月15日土佐藩護送の下、長崎へ向けて出帆する。異国船を取り囲んで関船3艘、今伊勢船1艘、漁船10艘、舟奉行・高島彦平以下300余名という大船団である。

室戸岬を廻り、28日海部大島、29日橋浦長島に滞船、紀州～大坂湾～瀬戸内海～関門海峡～玄界灘と通って5月6日長崎に入港している。

徳島藩では、この船団が無事に領内を通過できるよう海辺村浦に警固等を指示。これに従い、各浦では海上警備に漁船を配置、また、船団の為の水・薪を積載した船、夜間照明の為の篝火船、24時間態勢の遠見等、準備を整えるのだが、和田島だけでも3月1日から4月2日迄の31日間警固にあたっている。

展示の文書は、文化6年2月から4月にかけて郡代手代や近隣浦々とのやりとりをまとめた一冊である。事細かに打合せをしている様子が窺える。

## 江戸時代の和田島における漁業関係史料

和田島沖合の紀伊水道は江戸時代から全国有数の鱧の漁場として知られており、他国の漁師もさかんに出漁していた。ここでは森家に残されていた漁業関係の史料の一端を紹介しよう。

### ○濟口証文之覚(小松島浦・今津浦網代出入につき)

江戸時代、和田島沖合の漁業権は勝浦郡小松島浦(現・小松島市)と那賀郡今津浦(現・阿南市)が有していた。元禄8年(1695)、両浦の間で漁場を巡る対立が表面化した。翌々年になって、藩の指示を受けた近隣の組頭庄屋達の仲介によって両浦の間で一応の妥協が成立する。“大境”は郡境を基本とするものの、実際の漁場の境界線は小松島浦が主張する「立木」と今津浦が主張する「八本松」の中間点とする。他国の漁師が支払う網代銭は両者立合の上で折半する。この争論のきっかけとなった鱧漁についても両浦で折半とする、というのがその主な内容である。しかし、日々の生業に直結する問題であるため、小松島・今津両浦及び和田島村の漁師の間での漁場争いはその後も度々発生している。

### ○覚(赤石番所への帆別銭納入不要の裁定に付き請書)

和田島沖の紀伊水道は江戸時代から全国有数の鱧の漁場として知られており、泉州佐野浦(現・大阪府泉佐野市)、淡州沼島浦(現・兵庫県南あわじ市)、紀州衣奈浦(現・和歌山県由良町)などの漁民が出漁していた。彼らは毎年4～8・9月頃に和田島村に芝銭を納めて海岸に小屋を掛けて寝泊まりし、獲った鱧は海上から徳島城下の内魚町(現・徳島市幸町、中通町付近)にある魚市場へ直送していた。徳島からの帰路に帆別銀(船にかかる税)を福島(現・徳島市)の分一所(河口・港等に置かれた税関)へ、分一銀(分一所で納める税)を小松島浦の魚分一所請所(漁師から鮮魚にかかる税の徴収と納入を請け負っていた)へそれぞれ納入するシステムが採られていた。

宝永3年(1706)正月、新たに漁獲後にまず赤石(現・小松島市)の分一所で帆別銀を納入して、その手形を和田島村の番所に提出し、その後に徳島城下に出荷するという新しい方式が採用された。しかし、この新方式では城下の魚市場に出荷するまでに時間がかかって朝の競りに間に合わない上に、魚の鮮度が落ちて商品価値が下落する、といった漁師側にとっての不都合が生じることとなった。佐野浦などの漁師は旧方式への復帰を願い出、同年7月にそれが認められる。しかし、その後も帆別銀や分一銀の納入を巡る他国の漁師と徳島藩の分一所・魚分一所請所の駆け引きは江戸時代を通して続くことになる。

## 森家文書に見る地震

和田島は、那賀川から吐き出された砂などが堆積してできた半島状の砂嘴で、標高0mの低い土地が大部分であり、地震による津波や地盤沈下の影響を受けやすいと思われる地形である。森家文書には、宝永4年(1707)10月4日・寛政元年(1789)4月16日・嘉永7年(1854)11月5日の3回について文書が残されている。このうち宝永地震に関しては具体的な内容が残されていないので、寛政・嘉永の地震について紹介する。

寛政元年の地震は、藩製の年表である『阿淡年表秘録』に記載が無く、『鞆奥町誌』(現・海陽町)、『三岐田町誌』(現・美波町)、『福井村志』(現・阿南市)など那賀郡・海部郡の海岸地域での記録があることは知られているが、具体的な史料の所在はあまり知られていなかった。

森家にはこの寛政元年の地震関係文書が5通残されている。その内容は、まず地震の翌日17日に村内での被害調査の書付、18日に第1報として出された被害報告書の控があり、間新田・和田島村・坂野村で、用水路の堤防が12ヶ所、2尺(約60cm)から1間2尺(約240cm)ほどの高さで、約191間(約344m)に渡って地震の揺れによって崩れたと書かれている。4月の地震であったため農繁期と重なり、水田へ水を引くため、20日には急いで堤防の復旧工事にかかること、および土を太田川筋の荒れ地から取ることを願い出ており、27日には場所ごとの工事内容まで書き上げた堤防工事の仕様書が作られている。寛政元年の地震では、被害の範囲が限定されていたため、まず用水路の復旧に全力が注がれたのだろう。

嘉永7年の南海地震は、阿波国内外においてその被害が広く知られているところである。森家の史料では、まず9日に組頭庄屋より被害状況の問い合わせが寄せられ、11日に森家から郡代手代へ報告書を提出していることがわかる。その報告書には、海辺の居宅では5寸(約15cm)から1尺(約30cm)の地盤沈下があったこと、海辺から丘へ向けて幅30間(約54m)長さ600間(約1km)ほどの間に地割れが起り、水が噴き出し液状化現象が起きていること、潮が普段の大潮の高さより7~8尺(約210~240cm)高かったこと、田島に潮が入り、井利・土手・用水・橋・石垣などに被害が出たこと、潰れた納屋が2軒、壊れた漁船が2艘(72艘の内)、流された漁網が約150枚(約1800枚の内)あったこと、また、流れ着いた木材を引き揚げて保管していること、その他流死人・牛馬・怪我人などが無いこと、などが書かれている。

その後12月には田島、漁具等の被害状況や、復旧に伴う普請工事などの詳しい報告書が提出されているが、被害状況が大きく変わっていることはない。こうしてみると和田島では、地割・液状化・地盤沈下などが一部で見られるものの、大きな被害は案外出ていない。海流や地盤の影響があるのかもしれない。

展示資料一覧

No.	表題	年代	備考
和田島と森家			
1	那賀郡和田島村・間新田絵図(分間図)	文化11年(1814)	モリ300055
2	那賀郡坂野・和田島・間新田御国絵図御用ニ付諸品指出帳	文化11年(1814)	モリ300054
3	覚(名西郡桜間池碑石運搬に尽力功績により金子下賜の件)	天保4年(1833)	モリ300040
4	那賀郡和田島村庄屋森瀬左衛門成立根元より之運方等相調へ景引ニ仕指上帳	文化14年(1817)	モリ303959
5	乍恐申上ル覚(藩主鹿狩で猪の網抜け防止策を提案の件)	宝暦13年(1760)	モリ300082
6	(十二月花鳥図)	(幕末期)	モリ300059
用水			
7	和田島村用水絵図	文化5年(1808)	モリ300056
8	和田島村用水絵図	(文化)5年(1808)	モリ300450
9	和田島村太田川絵図(御鷹御用につき御留川の件)	文化8年(1825)	モリ300452
棟付改			
10	那賀郡和田島村棟付就御改人別控田島帳 三冊之内上	文化6年(1809)	モリ300006
11	那賀郡和田島村棟付就御改人別控田島帳 三冊之内中	文化6年(1809)	モリ300007
12	那賀郡和田島村棟付就御改人別控田島帳 三冊之内下	文化6年(1809)	モリ300008
13	那賀郡和田島村棟付御改帳 棟付ひかへ	文化6年(1809)	モリ300003
14	安永四未年那賀郡和田島村棟付人数御改帳	安永4年(1775)	モリ301875
御城米船			
15	和田島川口御番人森本慶右衛門、同所庄屋森源左衛門、橋浦庄屋東條治右衛門ニ申渡覚	天明3年(1783)	モリ301586
16	松平越前守様(廻米届書・差札不備に付、予州川之江に参り処置する件)	文久2年(1862)	モリ302095
17	仕上ル覚(越後国御城米船御送状落字の件)	天明3年(1783)	モリ302308
18	申上ル覚(御城米船入津・出帆につき御注進の件)	(近世後期)	モリ302376
19	定(御条目写)	文政5年(1822)	モリ302356
20	申上ル覚(出羽国御城米船、船繋りの件)	(近世後期)	モリ302180
21	仕上ル覚(丹後国御城米船日帳不備につき指出書状の件)	天明4年(1789)	モリ302168
22	覚(川之江庄屋から和田島村庄屋・御番人へ、陣屋より差戻し書状の件)	(近世)	モリ302456
巡見使			
23	御巡見様御答書帳	寛政元年(1789)	モリ301889
24	御答書	寛政元年(1789)	モリ301891
25	御尋之節御答心得ヶ条	寛政元年(1789)	モリ301888
26	御巡見御用ニ付所々往還道作り銀割符帳	寛政元年(1789)	モリ301897
27	御巡見御用ニ付高懸り割符帳	寛政元年(1789)	モリ301899
28	御巡見使様御用一卷	寛政元年(1789)	モリ301894
29	予州表聞合抜写	寛政元年(1789)	モリ301902
30	土州見聞書控	寛政元年(1789)	モリ301901
江南船			
31	江南船一卷控	文化6年(1809)	モリ301510-1
32	江南船之儀役付帳	文化6年(1809)	モリ301510-2
33	(江南船関係支払い帳)	文化6年(1809)	モリ301510-3
34	江南船土州室津浦江漂着之处長崎へ御送ラセ一件御触控	文化6年(1809)	モリ302511
漁業			
35	济口証文之覚(小松島浦・今津浦網代出入につき)	元禄10年(1697)	モリ300528
36	覚(赤石番所への帆別銀納入不要の裁定に付き請書)	宝永3年(1706)	モリ300565-2
37	和田島海浜絵図	寛政5年(1793)	モリ301742
38	小松島之内ニ而和田島網当寅四月分諸魚取揚ヶ銀高算用帳ひかへ	文化3年(1806)	モリ300498
地震			
39	乍恐奉願上覚(寛政元年地震につき堤防破損普請願)	寛政元年(1789)	モリ302039
40	乍恐奉願上覚(寛政元年地震堤防破損につき太田川土取願)	寛政元年(1789)	モリ302037
41	坂野・和田島・間新田並和田島壺ヶ村共堤下仕様 ひかえ	寛政元年(1789)	モリ302041
42	乍恐奉申上覚(嘉永7年地震被害報告)	嘉永7年(1854)	モリ300101
43	(嘉永7年地震救済の件達)	嘉永7年(1854)	モリ302035

\*資料保存のため、期間中展示品が替わることがあります。

☆担当職員による展示解説(文書館2階講座室)  
日時:2月16日(日)・3月23日(日) 1時半より

文書館の逸品展  
「和田島の庄屋森家文書」

平成26年1月28日発行

編集・発行 徳島県立文書館